三一六　昭和六十二年四月二十五日建設省告示第千二十九号の一部を改正する件　一四　四
三一七　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　一四　五
三一八　宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件　一四　五
三一九―船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一四　五
三二〇　船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件　一四　五
三二三―砂防法第二条の土地を指定する件　一五　五七
三二九　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一五　五八
三四〇　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一五　五八
三四一―砂防法第二条の土地を指定する件　一五　六〇
三四五　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一六　七
三四六　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一六　七
三四七　国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示　一六　一二
三四八　砂防法第二条の土地を指定する件　一七　三
三四九　国土調査の実施に関する公示　一七　五
三五〇―高速自動車国道に関する件　一七　五
三五四　水先人に免許を与えた件　一七　六
三五五　登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示及び登録水先免許更新講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示　一七　二六
三五六　八尾空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一七　二七
三五七　大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一七　二八
三五八―高速自動車国道に関する件　一八　六
三六〇　排出ガス対策型原動機の認定に関する件　一八　五一
三六一　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　一八　五一
三六二　低騒音型建設機械の指定に関する件　一八　五一
三六三　自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示　一八　五三
三六四　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二二　五
三六五　東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二三　三六
三六六　砂防法第二条の土地を指定する件　二四　七
三六七　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二四　八
三六八―砂防法第二条の土地を指定する件　二四　八
三六九　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二四　八
三七〇　稚内空港の施設について告示した事項に変更を加えた件　二四　八五
三七一　航空法施行規則に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示の一部を改正する件　二五　四
三七二　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二五　四
三七三　軽自動車検査協会の支所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件　二五　五
三七四　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の規定に基づき国土交通大臣が定める基準の一部を改正する件　二五　六三
三七五　子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示　二五　六三
三七六　評価方法基準の一部を改正する件　二五　六四
三七七　高速自動車国道に関する件　二五　六四
三七八　港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の一部を改正する告示　二五　六四
三七九―砂防法第二条の土地を指定する件　二八　五
三八〇―直轄砂防工事を施行する件　二八　五
三八一―高速自動車国道に関する件　二九　四
三八二　昭和五十五年建設省告示第千七百九十八号の一部を改正する件　二九　六七
三九三　高速自動車国道に関する件　三〇　四
三九四　軌道事故等報告規則の一部を改正する告示　三〇　六八
三九五　砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が完了した件　三一　六
三九六　高速自動車国道に関する件　三一　七
三九八　都市計画に関する件　三一　七
三九九―船舶安全法に基づく型式承認等をした件　三一　七
四〇〇二　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件の一部を改正する件　三一　七〇
四〇三　ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示　三一　七〇
四〇四　地域協議会の要件に関する告示の一部を改正する告示　三一　七〇
四〇五　高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の一部を改正する告示　三一　七〇
四〇六　昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件　三一　七一
四〇七　河川法の規定により指定区間を変更する件　三一　七一
四〇八　昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する件　三一　七一
四〇九　平成二十九年国土交通省告示第八百七十九号（船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及び第五項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件）の一部を改正する件　三一　七一
四一〇　平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件　三一　七一
四一一